

# 民主大宮

NO. 129  
 2013年12月  
 日本共産党大宮支部  
 電話 (52) 2422  
 FAX (52) 2471  
 メールアドレス  
 kaneko-s@jcp-net.jp

## 開戦前夜 国民を統制 国防保安法

太平洋戦争に突入した1941年に施行

### 戦争への道

## いま狙う 秘密保護法案



日本共産党金子 卓 議員

秘密保護法案とうり二つ		国防保安法は	
	秘密保護法案(参院で審議中)	国防保安法(1941年制定)	
何が秘密?	安全保障に関する情報のうち秘匿を要する事項(防衛、外交、特定有害活動、テロリズム)	国防上外国に対し秘匿を要する事項(外交、財政、経済、その他) ※「軍事上の秘密」は軍機保護法	
だれが指定?	行政機関の長	大臣又は会議(御前会議、枢密院会議、閣議など)の長	
何が犯罪?	情報漏えい、管理を害する行為による取得(探知・収集)	情報漏えい(漏泄、公表)、情報探る行為(探知、収集)	
どこまで犯罪?	未遂や過失も対象。共謀(話し合い)、教唆(そそのかし)、扇動(呼びかけ)	未遂や過失も対象。陰謀、教唆、誘惑、扇動	

国防保安法は、軍機保護法(1937年改定)とともに、広範な「秘密」指定、共謀(陰謀)・教唆・扇動などで処罰される国民威嚇の仕組み。いま参院で審議中の「秘密保護法案」は、日本が太平洋戦争に突入した1941年に施行された国防保安法に酷似しています。「特定秘密保護法の制定に反対する刑事法研究者の声明」(10月28日)も「特定秘密保護法案は、戦前・戦時の国防保安法と類似している」と指摘するほどです。その構造をみてみると――。

「秘密保護法案」との共通点の一つは、秘密の範囲が広く曖昧で「何が秘密かは秘密」なことです。国防保安法は「外交、財政、経済その他に関する重要な国務に係る事項」が対象とされ、「その他行政各部の重要な機密事項」も含まれたので、実際は無限定でした。秘密保護法案は、軍事も含め「安全保障に関わる情報」を広く対象とし、同じように無限定です。また指定するのが「行政機関の長」であるのも同様です。(裏面につづく)

戦前・戦中の情報統制の中核をなした弾圧法です。軍機保護法が「軍事上の秘密」を対象としたのに対し、国防保安法は「国家機密」全般を対象にし、最高刑は死刑でした。

## 市内公共交通 見直しの第1回検討委員会が開催

11月22日、第1回「市内循環交通システム検討委員会」が開催されました。検討委員会の目的は市内公共交通の見直しで、「平成22年4月19日の乗込タクシー市内全域実証運行、平成23年4月1日の市民バス運行見直しを経て、現行の交通システムで運行しているが、今後、少子高齢化が進み、また、市財政運営が厳しくなる中で、地域にあった持続可能な公共交通体系を構築する必要があり、見直しをおこなう」と説明がありました。今後、抽出2500人への郵送での市民アンケート、利

用者アンケート(市民バス・路線バス・乗合タクシー内で配布)をおこない、見直し検討を続け、平成27年4月から新交通システムでの運行を開始する計画です。

### 金子卓議員の一般質問項目

1. 福祉施策について
  - (1) 生活保護費基準引き下げに伴う影響と対策
  - (2) 家族介護慰労金 (3) 子どもの医療費
  - (4) 福祉タクシー
2. 道の駅整備事業について
  - (1) 基本計画 ①総事業費 ②地域農業の振興
  - (2) 造成用土の仮置き
  - (3) 整備事業全体の工程表
3. 特定健診について
  - (1) 特定健診の受診 ①受診状況 ②緒川地域の受診率向上施策の検証(H20年度暫定41.6%からH23年度暫定61.7%へ20%増)
  - (2) 特定健診一部負担金
4. いのしし被害対策について
  - (1) 被害状況と捕獲状況(捕獲方法別)
  - (2) 被害防止対策事業補助金
  - (3) わな猟免許取得講習
  - (4) 捕獲・処分への助成



☆金子卓議員のホームページ <http://www.jcp-net.jp/kaneko-s/> ご覧ください

## 日本共産党・金子卓議員の一般質問は

### 12月13日(金)の1番目です

今議会は11人(12日6人、13日5人)が一般質問をおこないます。日本共産党の堀江鶴治議員は13日(金)の5番目です。



日本共産党のホームページを  
 ご覧ください 日本共産党 検索

新しい視点 展望しめす  
**しんぶん 赤旗**  
 日刊紙 ● 月3,400円  
 日曜版 ● 月 800円



国防保安法は、「主務大臣又は会議の長が国家機密の指定を行う」(当時の司法省刑事局長答弁、1941年2月3日)仕組みでした。国民は「国家機密の指定せられる限界について一般人は何も知らぬ」(『問答形式 国防保安法早わかり』41年出版)状況でした。

「知らぬ間に犯罪者」とされ、処罰される仕組みは秘密保護法案も同様です。共通点は、秘密の漏えいとともに探知・収集が処罰対象とされ、それらを教唆、扇動した者、その予備・陰謀までもが処罰されたことです。教唆は漏えいが実行されなくても処罰されます。秘密保護法案では、「陰謀・予備」が「共謀」に置き換えられていくだけです。

「法定における手続きで弁護士が国家機密を知得したものを公にすれば犯罪になる」、「(国会議員が)秘密事項と指定されたものを委員以外の議員に内容を漏らした場合…本法に触れる」(前出)「早わかり」(点も同じです。

国防保安法制定で、全国の主要都市には強力な強制捜査権限をもつ防(ぼう)諜(ちよ)係(けい)の検事が配置され、軍部では憲兵が法施行を担当。「言論統制など戦時のさまざまな統制に猛威を振るい、国民の知る権利を根こそぎ奪った」(刑事法研究者の声明)のです。

太平洋戦争突入の直前に施行(1941年5月)された国防保安法。当時の審議でも、数々の疑問・危険が指摘されながら、

法律が成立、施行され、社会全体への監視体制がつくられていきました。そこには、秘密保護法制の本質と危険が示されています。

### 翼賛議会でも表出 言論統制への懸念

国防保安法が提出されたのは、「翼賛議会」と称された第76帝国議会でした。日本共産党以外の政党が解散し、大政翼賛会が結成された次の年でした。

その翼賛議会でも、「このくらい窮屈な法律はない。…国民が政治、経済を議論する場合に窮屈になる、かん口令を敷かれる状態でありませぬ。…われわれ政治家、あるいは言論界に携わる者はほとんど極端なるかん口令を敷かれることになるのではないか」(小高長三郎議員、衆院国防保安法案委員会第3回速記録)などと、言論統制への懸念が表出。担当の柳川平助司法相も「国民にややもすれば不安感を与えるようなおそれのあることはお説のとおり」(同前)と答弁していたのです。

秘密保護法案の衆院通過の際、安倍晋三首相は「この法案に対する国民の不安・懸念があることは承知している」とのべましたが、「承知」しているなら強行採決などできなかつたはずですよ。

### 陸軍局長の答弁も 「何が秘密か秘密」

国防保安法の「不安」の最たるものは、秘密保護法案と同様、

# むかし国防保安法→いま秘密保護法案

## 重罰と国民監視でもの言えぬ社会に

### 政府のごまかし方もそっくり

「何が秘密かも秘密」という問題でした。

これについて、法案提出に大きな影響を与えた陸軍を代表して答弁した田中隆吉・兵務局長(少将)は「これが秘密だということとは相手に対して乗ずる際を与えることになる。これが秘密だということが既に秘密なのであります」(衆議院第4読会)と明言しています。

これに対して、議員からは「どの程度が国家の機密になるだろうか、われわれがまず疑いを抱くのはどの程度のものを守ればよしいか」ということ(江原三郎議員、衆院委第2回速記録)などの質問が出ました。

一般人は処罰されないのか、新聞記者はどうか、国会議員は秘密会の情報をどの程度守ればいいのかなど、「秘密」の範囲をめぐる問題は当時も焦点でした。

### 絶大なものだった 国民への威嚇効果

当時の政府は、これに対して、「秘密」は「秘密性も極めて高度なもので、ごく小範囲のものに限られる」とか、「国民全般が自粛自戒しておれば引つかかることはない」などと、ことさらに影響を少なくみせようとしていた。

今日、安倍首相が「(秘密の)9割は情報収集衛星の画像や暗号だ」などと国民生活に関係ないよこ言っているのと同様です。しかし、国防保安法は実際には「国家機密であろうと推測しな

がら、公にしたり新聞に載せたりすると法に触れる」(『国防保安法早わかり』41年出版)とされ、一般人も処罰されました。

響が大きいために、「いかなる時期にいかなる事件を検挙したことが最も適当であるか」ということが極めて重大な問題」として、「相当期間にわたり、内偵の結果、発覚するような場合が多い」と答弁。「人権蹂躪(じゆうりん)の問題を惹起するおそれ」も否定していません。(衆院委第3回速記録)

国防保安法施行の2日後の5月12日からは「全国防諜(ぼう)ちよ)週間」が開始され、「全国一斉にラジオ放送、週報・写真週報の特集、講演会、読書会等の催物がおこなわれた。その他地方防諜委員会の設置促進、警察官警防団の訓練が実施され、各地で国民が強制動員された」(瀨嶺厚氏著「戦前期『秘密保護法』の役割」「現代史と『国家秘密法』」所収)のです。

別の答弁者も「準備の周到を期しつつ検挙の時期を待つというのが防諜警察の一般的順序段階だ」(貴族院委員会速記録)としています。

全国には防諜係の検事が配置され、軍部では憲兵隊が法の運用にあたりました。新聞は、「秘密秘密と漏らすな秘密」「恐れよ外人スパイの手」などと、「防諜スローガン」を掲載。国防保安法は「憲兵政治」と称された東条内閣の最強の武器となり、「物言えぬ社会」がつくられていったのです。

これは、「陰謀、教唆、扇動」などで処罰するといふ、国民の日常生活を監視したり、内心までのぞかなければ立証できない規定からくる、ある意味当然の結果でした。

「秘密保護法案」でも、「共謀、教唆、扇動」などで一般国民が処罰されることを、政府は認めています。その際、盗聴やおとり捜査、内偵などのプライバシー侵害が再現しない保証はありません。

(12月1日付「しんぶん赤旗」)

### 国民の日常生活や 内心まで監視の目

しかも、国防保安法にもとづく捜査は、尾行、内偵などのプライバシー侵害性の高い捜査方法が積み重ねられました。当時の司法省刑事局長は、影

